



個別案件(専門家)

2016年07月07日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)基礎教育数学向上 (英)Improving Mathematics in the Basic Education
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	基礎教育の質強化プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	基礎教育の充実
プロジェクトサイト	フランシスコ・モラサン県
協力期間	2013年12月17日 ~ 2015年12月16日
相手国機関名	(和)教育省
相手国機関名	(英)Ministry of Education

## プロジェクト概要

## 背景

ホンジュラス国において、教育は、国家経済開発の基本として、また社会開発・貧困削減のための人的資源開発及び人間開発の推進役として、一貫して政策の重点分野とされてきており、2000年代に入りEFA-FTIやPRSP等の国際的潮流に基づく長期計画が策定された。特に、2010年に策定された国家ビジョン(2010-2038)及び国家計画(2010-2022)により、政権交代に左右されない持続的な教育開発の土台が構築された。また2012年には長年の懸案であった教育基本法が制定され、国家ビジョン及び国家計画の達成に向けた教育政策・開発は同法を法的根拠として進められることになった。したがって、今後の対ホンジュラス基礎教育協力としては、教育基本法に示された施策実現への支援と、同支援を通じた国家ビジョン及び国家計画への貢献を図ることが妥当といえる。

教育基本法においては、就学前1年間、基礎教育(日本の小学校・中学校課程に相当)及び中等教育(日本の高等学校課程に相当)までの計13年間で義務教育と位置付けられることになったほか、初等教育教員資格の学士レベルへの引き上げ(教員養成課程の高等教育化)、年間授業日数200日の確保、現職教員研修の位置づけ(教員の権利であり義務である)等が定められている。このうち、当面の課題としては、初等教育に比べて各指標が著しく低い第3サイクル(日本の中学校課程に相当、純就学率が40%程度、数学の成績も30%台前半(2010年調査))の改善、及び、教員養成課程の高等教育化に対応した初等教育教員養成課程のカリキュラム改編が挙げられている。

JICAはこれまで、ホンジュラスの教育セクター支援として、基礎教育第1・2サイクル(日本の小学校家庭に相当)の留年率、退学率の低下に寄与すべく、退学・落第の要因の一つとされている算数科の学力向上のために、教師の指導力改善を目指す技術協力プロジェクト「算数指導向上プロジェクト(PROMETAM)フェーズ1・2」(2003-2011)を実施してきており、その結果、児童の算数の成績について改善が見られている(USAIDが実施する児童学力向上プロジェクト(MIDEH)において、例えば6年生では34%(2008年)から53%(2012年)に改善)。第3サイクルについては、個別案件(専門家)「基礎教育強化」(2011年~2012年)において、第3サイクル研修ニーズ・教材使用状況調査、及び第3サイクル教材改訂への提言がまとめられており、これに基づく第3サイクル教員用指導書・児童用作業帳の改訂支援が、個別案件(専門家)「基礎教育第3サイクル数学向上」(2013年度開始)により行われる予定である。

一方で、教員養成課程の高等教育化については、2018年からの制度化に向けて、大学における算数指導法関連の講座及び一般教育技術に関する講座のカリキュラムを整備する必要があるものの、その準備は十分とは言えない。またホンジュラスだけでなく中米域内各国にお

いて高等教育化の動きがあることから、その再編は広域的なニーズである可能性もあるものの、政策として定まっていなかった国もあるほか、各国の進捗状況についての情報が十分に収集できていない。

以上を踏まえ、本案件は、教育基本法に定められた施策の実現に向けて、①PROMETAM1・2の成果のモニタリングと普及支援、②「基礎教育第3サイクル数学向上」専門家と連携した第3サイクル教材の改訂支援、③ホンジュラス及び中米域内における教育セクターの情報収集、④教員養成課程の高等教育化支援に係る具体的な検討、を目的として実施する。

上位目標	教育基本法に定められた教育制度・施策が実施される。
プロジェクト目標	教育基本法に定められた教育制度・施策を実現するための具体的な方策が提言される。
成果	1.PROMETAMの成果が学校レベルで定着・活用される 2.第3サイクルにおける数学の指導法が改善される 3.ホンジュラスにおける教育セクターの情報収集・分析が適切になされる 4.ホンジュラスにおける教員養成課程の改編に向けた具体的な施策が提言される 5.中米地域での共通する課題に対しての知見の共有に向けて、域内の教育セクターの情報収集・分析が適切になされる
活動	1.PROMETAMの成果が学校レベルで定着・活用される 1-1 PROMETAMの成果のモニタリングを行い、学校レベルでの普及状況及び課題を分析する 1-2 PROMETAMの学校レベルでの普及促進に向けた具体的な提言を、ホンジュラス教育省に対して行う  2.「基礎教育第3サイクル数学向上」専門家による次の活動を支援する 2-1 第3サイクルにおける数学の教員用指導書及び教科書の改訂計画を作成する 2-2 既存教材の問題点を分析する 2-3 2-2の結果を教員用指導書・教科書の改訂に反映させる 2-4 改訂された教員用指導書及び教科書に基づく研修計画を作成する 2-5 2-4に基づき、教員研修を実施する  3. ホンジュラスにおける教育セクターの情報収集・分析が適切になされる 3-1 ホンジュラス基礎教育セクターに係る次の情報収集を行う ・基礎教育における教科書・教師用指導書の配布・活用状況 ・教員養成課程改編の内容・実施状況 ・基礎教育における算数・数学科授業の現状及び児童の学力の現状 ・教育省年間計画(2013～2015年度)の策定状況、計画の内容、予算配分計画等 ・教育分野ドナー支援の動向調査(ドナー会議への出席、各ドナーの支援状況に関する情報収集・分析) 3-2 3-1で収集された情報に基づき、教育基本法に定められた教育制度・施策の実現状況について分析する  4.ホンジュラスにおける教員養成課程の改編に向けた具体的な施策が提言される 4-1 3-1で収集した情報を分析した結果を踏まえ、教員養成課程の改編にむけた具体的な施策を検討する  5.中米地域での共通する課題に対しての知見の共有に向けて、域内の教育セクターの情報収集・分析が適切になされる 5-1 中米域内(特に、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア)における教員養成課程改編状況に係る情報収集を行う 5-2 5-1の分析結果を踏まえ、域内での諸政策や教訓についてホンジュラスでの応用可能性を検討する 5-3 5-1の分析結果を踏まえ、4で検討した施策の域内各国での活用を検討する 5-4 JICAが中米域内で実施してきた算数プロジェクト(「算数大好き!」プロジェクト)にかかる周辺国の活動や成果について情報収集を行い、必要に応じてC/Pの活動に対して助言・支援を行う
投入	
日本側投入	長期専門家(基礎教育アドバイザー)
相手国側投入	1.カウンターパート配置 ・教育省 ・国立教育大学 2. 執務室 3. 専門家及び機材に対する免税措置
外部条件	(1)教員ストライキなどの影響を受けず、十分な授業が実施される。 (2)教員研修が実施されるために(予算執行を含めて)中央および対象地域の教育行政が機能する。 (3)政権交代に伴う教育分野政策の大幅な変更がなされない。 (4)治安が極端に悪化しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	教育省及び国立教育大学と協力しつつ実施する
関連する援助活動	

(1)我が国の  
援助活動

技術協力プロジェクト「算数指導向上プロジェクト フェーズ1・2」  
個別案件(専門家)「基礎教育強化」

(2)他ドナー等の  
援助活動

ホンジュラス教育セクターには数多くのドナーが入っているが、バイ・マルチを含め16機関が参加するドナー会合(MERCE)が機能しており、支援にかかる問題点や課題を共有し、その効果・効率の促進が図られている。



個別案件(専門家)

2016年07月07日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)基礎教育第3サイクル数学向上 (英)Improving Mathematics in the 3rd Cycle of Basic Education
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	教育-前期中等教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	基礎教育の質強化プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	基礎教育の充実
プロジェクトサイト	テグシガルパ
協力期間	2013年08月10日 ~ 2015年08月09日
相手国機関名	(和)教育省
相手国機関名	(英)Ministry of Education

## プロジェクト概要

## 背景

ホンジュラス共和国(以下、「ホ」国)教育省は、2003年に教育セクター開発計画を策定し、2015年までに基礎教育第1・2サイクル(1-6年)修了率100%、12歳での基礎教育第1・2サイクル修了率85%、スペイン語・算数の学力向上、就学前教育の就学率100%の目標を掲げアクセス拡大、質の向上に向けた取り組みを進めている。これに対して、JICAは基礎教育第1・2サイクルレベルの留年率、退学率の低下に貢献するため、退学・落第の主要因と目されている算数科の教師の指導力向上を目指す技術協力プロジェクト「算数指導向上プロジェクト(PROMETAM)フェーズ1・2」(2003-2011)の実施の他、協力隊派遣を通じた学習環境の改善等に対する協力を実施してきた。その結果、基礎教育第1・第2サイクル(1~6年)においては純就学率が90%以上、修了率が85%、算数の成績が100ポイント満点で全学年平均50%(PROMETAM2終了時)と改善が見られてきた。

一方、第3サイクル(7~9年)においては、純就学率が40%程度、数学の成績も30%台前半(2010年調査)と低迷した状態が続いている。また、PROMETAMカウンターパートにより教員用指導書・児童用作業帳(教科書)の初版が作成され、米州開発銀行の支援により一部学校に配布がされたものの、その後の改訂作業は専門知識や教科書改訂の経験が不足していることもあり、十分な進捗が見られていない。これに対してJICAは、「ホ」国政府の要請に基づき、これまで実施してきた支援の定着及び「ホ」国基礎教育セクターへの政策的助言(第3サイクル数学教員用指導書・教科書の改善に対する提言を含む)を目的として個別案件(専門家)「基礎教育強化」を実施した(2011年11月~2012年12月)。同専門家活動期間中に、第3サイクル研修コース・教材使用状況調査、及び第3サイクル教材改訂への提言がまとめられている。

以上を踏まえ、本プロジェクトは、2013年度に新規派遣予定の長期専門家(基礎教育数学教育向上)と連携しつつ、第3サイクル教材改訂の監修及び同教材の活用に向けた現職教員向け研修について支援することを目的として実施する。

上位目標 第3サイクルにおいて、数学が適切に指導される。

プロジェクト目標 第3サイクルの指導法が改善される。

成果 1.第3サイクルにおける数学の教員用指導書及び教科書が適切に改訂される。  
2.改訂された教材に基づく指導法が普及する。

- 活動
- 1-1 第3サイクルにおける数学の教員用指導書及び教科書の改訂計画を作成する。
  - 1-2 既存教材の問題点を分析する。
  - 1-3 1-2の結果を教員用指導書・教科書の改訂に反映させる。
  - 2-1 改訂された教員用指導書及び教科書に基づく研修計画を作成する。
  - 2-2 2-1に基づき、教員研修を実施する。
- 投入
- 日本側投入
    - 1. 短期専門家(数学指導、教材作成、研修企画等)
    - 2. 教科書編集用機材
  - 相手国側投入
    - 1. カウンターパート配置
      - ・教育省
      - ・国立教育大学
    - 2. 執務室
    - 3. 専門家及び機材に対する免税措置
- 外部条件
- (1)教員ストライキなどの影響を受けず、十分な授業が実施される。
  - (2)教員研修が実施されるために(予算執行を含めて)中央および対象地域の教育行政が機能する。
  - (3)カウンターパートの人事が変化しない。

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 教育省および国立教育大学との間で共同で実施する。
- (2)国内支援体制 特になし

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - 技術協力プロジェクト「算数指導向上プロジェクト フェーズ1・2」
  - 個別案件(専門家)「基礎教育強化」
- (2)他ドナー等の援助活動
  - 第3サイクルについては下記のとおり。
  - BID:教材印刷
  - USAID:教員研修計画
  - GTZ:統一学力基準設定



草の根技協(パートナー型)

2017年07月22日現在

本部/国内機関 : 中国国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)エル・パライス県南部3市における母と子のプライマリーヘルスケア向上プロジェクト (英)Project for Improvement of Primary Health Care for Mothers and Children in 3 Municipalities in the Southern Part of El Paraiso Department
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エル・パライス県テクシグア市、バド・アンチョ市、ヤウユペ市
署名日(実施合意)	2014年07月10日
協力期間	2014年08月01日 ~ 2016年10月31日
相手国機関名	(和)エル・パライス県保健事務所、各市の保健所
相手国機関名	(英)Regional Health Office of El Paraiso, health centers
日本側協力機関名	特定非営利活動AMDA社会開発機構

## プロジェクト概要

## 背景

中南米の最貧国の一つであるホンジュラスは、66.5%の家庭が貧困状態にある(UNDP2012)。保健に関する指標も、5歳未満児死亡率が21/1000、妊産婦死亡率が100/100,000と、同地域の平均よりも悪い状況にある(WHO2010)。こうした状況に対して、ホンジュラス国保健省は「国家保健計画2021年(Plan Nacional de Salud 2021)」を作成し、MDGsに係る保健分野の目標達成に向けた取り組みに注力している。中でも、家族やコミュニティーベースの計画や行動によるプライマリーヘルスケアへの回帰が強調されている。

JICAホンジュラスにおいても『国家保健モデル』に基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクトを2013年4月から5年間の予定で実施しており、レンピーラ県とエル・パライス県の2県が対象地域となっている。エル・パライス県については、テウパセンティ市、ダンリ市、アラウカ市、エル・パライス市の4市が対象となっているが、本事業が対象とする3市は含まれていない。本事業が対象とする同県南部に位置する3市(テクシグア市、バド・アンチョ市、ヤウユペ市)は、県病院や分娩サービスが提供されている施設からのアクセスが悪く、保健行政のサービスが最も届き難い環境にあり、当団体は、同県保健事務所から3市を対象としたプロジェクトの実施を要請された。

当団体は、上記要請に応えるべく、同県の他市において実施してきた母子保健向上プロジェクトの経験・知見を活かし、対象地域において母子を中心とした住民の健康向上を目指すプライマリーヘルスケア向上の事業を立案するに至った。

本事業は、各市の保健所のスタッフの育成を通じて保健医療サービスの向上を図り、保健所とコミュニティーをつなぐ保健ボランティアの育成とその活動を強化する。また妊産婦や乳幼児の親への保健教育やコミュニティー薬局ならびに緊急搬送委員会の設置などを通じて、住民が保健に関する知識やサービスへのアクセスを向上させることにより、健康を改善することを目指す。さらに、これら活動を通じて、対象3市の市役所、保健所スタッフ、保健ボランティア間の連携を強化し、行政と住民が協力して地域の保健問題を解決していく仕組みを整備していくことを目指す。

上位目標	対象地域における母子の健康が向上する
プロジェクト目標	対象地域における母子のプライマリーヘルスケアが向上する
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健所スタッフの能力が向上する。</li> <li>2. 伝統的助産師・保健ボランティアの能力が向上する。</li> <li>3. 妊産婦・母親・父親の保健に関する知識が向上する。</li> <li>4. コミュニティ薬局が機能する。</li> <li>5. 緊急搬送の仕組みが整備される。</li> <li>6. 保健所スタッフ、保健ボランティア、市役所担当者間の連携が強化される。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1. 保健所スタッフに対する研修計画の策定する。</li> <li>1-2. 策定した計画に基づき研修を実施する。</li> <li>1-3. 研修後のモニタリングを行う。</li>   <li>2-1. 保健所スタッフとともに伝統的助産師に対する研修計画を策定する。</li> <li>2-2. 策定して計画に基づき研修を実施する。</li> <li>2-3. 研修後のモニタリングを行う。</li>   <li>3-1. 各保健所に、妊産婦、乳幼児の親からなるパパ・ママクラブを形成する。</li> <li>3-2. 保健所の看護師が同クラブの参加者へ栄養・保健衛生教育を行う。</li> <li>3-3. 各クラブの教育活動をモニタリングする。</li>   <li>4-1. コミュニティ薬局(FCM)を設置する村を保健所スタッフとともに決定する。</li> <li>4-2. 対象村毎にFCM設置に関する住民会合を開催し、FCMボランティアを選出する。</li> <li>4-3. FCMボランティアに対しFMC研修を実施し、医薬品を提供する。</li> <li>4-4. FCM運営状況をモニタリングする。</li>   <li>5-1. 緊急搬送委員会を組織する村を保健所スタッフとともに決定する。</li> <li>5-2. 同委員会の形成のための会合を開催、研修を実施し緊急搬送プランの作成を支援する。</li> <li>5-3. 緊急搬送プランの実施状況をモニタリングする。</li>   <li>6-1. 対象3市の保健所スタッフ、保健ボランティア、市役所担当者間の会合を開催する。</li> <li>6-2. 対象3市の保健会合の合同保健プランの作成を支援する</li> </ol>
投入	
日本側投入	<p>【人材】</p> <p>プロジェクトマネージャー(日本人): 13.5M/M  業務調整員(日本人): 13.0M/M  事業評価員(日本人): 0.5M/M  国内調整員(日本人): 6.0M/M  現地保健医療専門家: 27M/M  地域活動・研修担当員1: 27M/M  地域活動・研修担当員2: 27M/M  地域活動・研修担当員3: 27M/M  事務・会計担当員: 27M/M  事務所管理員: 27M/M  運転手1: 27M/M  運転手2: 27M/M</p> <p>【資機材】</p> <p>【資金】</p> <p>研修費  会合開催費  コミュニティ薬局医薬品費</p>
相手国側投入	<p>【人材】</p> <p>保健所スタッフ  市役所スタッフ  住民ボランティア(伝統的助産師、保健ボランティア他)</p> <p>【資金】</p>
外部条件	<p>コミュニティ薬局用棚および現金箱(コミュニティ負担を想定)  (上位目標達成に影響を与える阻害要因)  感染症などが突発的に発生しない  保健省・県保健事務所の地域母子保健制度に関する政策・方針が大きく変更されない</p> <p>(プロジェクト目標達成に影響を与える阻害要因)  研修を受けたスタッフの人員配置が大幅に変更されない  研修を受けた伝統的助産師・保健ボランティアの大半が他地域へ移住しない  保健施設等において医薬品等が極端に不足しない  インフラの状況が悪化しない</p> <p>(アウトプット達成に影響を与える阻害要因)  地域住民の収入が大幅に減少しない  保健所スタッフの雇用条件が変化しない  伝統的助産師に関連した政策や法的枠組みが変化しない</p>

コミュニティ薬局に関する政策が維持される  
為替や経済的に大きな変化がなく、車両燃料費も大幅に変化しない

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 特定非営利活動法人AMDA社会開発機構 ホンジュラス事務所  
エル・パライン県保健事務所  
各市の保健所
- (2)国内支援体制 特定非営利活動法人AMDA社会開発機構(岡山市)

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- 草の根技術協力事業「エルパライン県母子保健向上支援事業」(2007年8月～2010年1月)  
草の根技術協力事業「エルパライン県母子保健向上支援事業(フェーズ2)」(2010年1月～2012年3月)  
日本NGO連携無償資金協力「母子保健センター利用促進プロジェクト」(2012年7月～2013年7月)  
日本NGO連携無償資金協力「ダンリ市における施設分娩促進プロジェクト」(2013年8月～2014年7月)
- 以上は、AMDA社会開発機構が実施
- 技術協力プロジェクト「『国家保健モデル』に基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」(2013年4月～2018年4月)





技術協力プロジェクト

2019年01月30日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)「国家保健モデル」に基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト (英)Project for Strengthening Primary Health Care System based on the "National Health Model"
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	エル・パライス県及びレンピーラ県 (エル・パライス県はテウパセンティ市、ダンリ市、アラウカ市、エル・パライス市、サンルーカス市を対象地域とし、レンピーラ県ではサンフランシスコ市、エランディーケ市、サンタクルス市、ラ・イグアラ市、サン・ラファエル市、ラ・ウニオン市、レパエラ市を対象地域とする。)
署名日(実施合意)	2012年12月18日
協力期間	2013年04月23日 ~ 2018年04月22日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Health

## プロジェクト概要

## 背景

(1) 当該国における保健セクターの現状と課題  
 ホンジュラス国の乳児死亡率や妊産婦死亡率<sup>1</sup>はミレニアム開発目標(MDGs)、中南米・カリブ地域全体の平均と比較すると依然として高い<sup>2</sup>。病院のほか、保健センターや保健ポスト、母子保健センターと呼ばれる保健医療施設が存在するものの、当該施設数・職員数及び当該施設へのアクセスが限られている<sup>3</sup>。またこれまでホンジュラス国の保健医療施設では、治療が重視され、予防やプロモーションなども含めたプライマリーヘルスケア(PHC)に関連した活動は十分に行われてこなかった。コミュニティーレベルまで十分な基礎的な保健医療サービスが行き届いていないのが現状である<sup>4</sup>。中南米においては、2005年のモンテビデオ宣言以降、米州保健機関(PAHO)のイニシアティブの下、家庭保健<sup>5</sup>を基盤とするPHCが各国で推進されている。医師を含む多職種によりPHCを実践する家庭保健チームの形成や導入が推奨されており、各国で順次導入されているが、ホンジュラス国では実践されていない。  
 ホンジュラス国においては「保健省組織強化」「保健医療サービス提供の委託と地域開発」「保健プロモーション」「マネジメント能力を強化した保健モデル」4つの政策的戦略の下、治療を中心とした保健医療システムから、包括的な保健医療システムへの移行を図っており、他の中米諸国同様に保健セクター改革に取り組んでいる。2005年からは、母子保健に焦点をあてた第一次医療サービスを拡大するため、保健モデルの一環として、市連合会、NGO等への医療サービスの外部委託が、米州開発銀行(IDB)や米国国際開発庁(USAID)、世界銀行等の支援を受けつつ推進されている。また「保健計画(2010年-2014年)」では、保健医療サービスの分権化推進による地方自治体単位での保健医療サービスの提供体制の整備が計画されている。  
 ホンジュラス政府は、モンテビデオ宣言及び上記保健計画に基づき、家庭保健に焦点を当て

たPHCの実践として「国家保健モデル」6を策定した。同モデルは、家庭を単位として、医師や看護師等の保健医療従事者からなる家庭保健チーム(ホンジュラスではEAIS7と呼ぶ)を基盤に、巡回診療や家庭(世帯)調査等の活動を通じ、病気の予防から健康プロモーション、治療、リハビリテーションまでを包括的に実施するものであるが、現時点では関連法規の整備までしか進んでいない。同モデルに基づいた保健医療サービスを実施するために必要となる保健医療行政機関及びサービス機関の実施体制や実施基準等の整備が喫緊の課題である。これらの状況を踏まえ、ホンジュラス政府は、上記保健医療行政機関及びサービス機関の実施体制や実施基準の整備等の中央レベルでの政策的支援に加え、全国の中でも貧困率の高いレンピーラ県と同国内で比較的平均的な保健指標を有するエル・パライソ県をパイロット地域とした実施体制の確立・実施を内容とした本事業を要請してきた。

(2)当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ  
本事業は、「保健計画(2010年-2014年)」に基づき、保健省が策定した「国家保健モデル」の実践を支援するものであり、ホンジュラス国の政策に合致している。本取組は、上記政策により進められている保健セクター改革の重要な柱の一つとして位置づけられる。

(3)保健セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績  
我が国の国別援助方針重点分野の「地方開発」の開発課題に「保健医療システムの強化」が含まれており、その中に「保健医療サービス改善プログラム」がある。本案件はそのプログラムの一環として位置付けられる。

JICAはホンジュラス国において、中米看護教育の向上に資する技術協力や、USAIDと連携して「国家保健モデル」の政策立案に関して助言を行うなどの協力を実施してきた。また、「シャーガス病対策プロジェクト」を通じて、エル・パライソ県のテウパセンティ市、アラウカ市、レンピーラ県のサンタクルス市において、シャーガス病の監視システムを構築した実績がある。加えて、ホンジュラス国のオランチョ県において2008年より4年間、「オランチョ県思春期リブダクティブヘルス強化プロジェクト」を実施し、思春期人口を対象とした家族計画を含む思春期教育に関する活動を展開してきた。

さらに、エル・パライソ県では、村落を基点とした母子保健サービスの拡充を目的とした草の根技術協力事業「エル・パライソ県母子保健向上支援事業」(2007年~2010年)、「エル・パライソ県母子保健向上支援事業フェーズ2」(2010年~2012年)が実施された。

(4)他の援助機関の対応  
USAIDは、ホンジュラス国の保健医療分野の地方分権化、特に保健医療サービスの外部委託制度の整備を支援している。また「持続的母子保健及び家族計画サービス」と呼ばれる保健プログラムにおいて、「国家保健モデル」導入のための法的整備を中心に支援している。その他、米州開発銀行(IDB)は「保健医療サービス地方分権化のための外部委託制度強化」という借款事業を、PAHOは「保健改革政策アドバイザー」の派遣を通じ、保健セクター改革を支援している。

上位目標	国家保健モデルの保健サービスコンポーネントの導入により、エル・パライソ県、レンピーラ県の住民の健康状態が改善する。
プロジェクト目標	エル・パライソ県、レンピーラ県の対象地域において、国家保健モデルの保健サービスコンポーネントの有効性が実証される。
成果	成果1: 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントの実施に係る中央及び地方の行政体系並びにその実施体制が明確になる。 成果2: エル・パライソ県とレンピーラ県の第一次レベルにおいて、母子保健に焦点を当てた国家保健モデルの保健サービスコンポーネントが実施される。
活動	1-1 国家保健モデルの保健サービスコンポーネント導入にあたり、必要な行政実施体系について、既存の体制や規則を見直す。 1-2 国家保健モデルの保健サービスコンポーネントのうち、家庭保健チーム制度の導入・実施にあたり、保健省の中央レベル及び地域レベルの各機関の責任と役割分担を明確化する。 1-3 国家保健モデルの保健サービスコンポーネントのうち家庭保健チーム制度実施のための組織体系を明確にする。 1-4 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントの実施に必要なガイドラインやマニュアルを策定する。 1-5 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントを対象地域で実施するための研修計画を策定する。 1-6 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントを対象地域で実施するための研修プログラムを策定する。 1-7 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントを対象地域で実施するための研修教材を作成する。 1-8 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネント実施のためのモニタリング・評価システムを構築する。 1-9 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントを全国に普及するためのグッドプラクティス集を作成する。 1-10 対象市におけるモニタリング・評価結果に基づき、第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントの実施体制や研修計画等に係る改善点を抽出し、整理する。 2-1 プロジェクト対象地で第一次レベル保健サービスの利用者を対象とした満足度調査を含むベースライン調査及びエンドライン調査を行う。 2-2 対象地域において、第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネント実施のためのモニタリング・評価計画も含めた実施計画を策定する。 2-3 中央の保健省職員を対象とした保健行政能力改善のための研修プログラム・研修計画を策定する。 2-4 対象地域の県保健局職員を対象とした保健行政能力改善のための研修プログラム・研修計画を策定する。 2-5 対象地域の第一次保健医療施設の保健医療従事者・家庭保健チーム・コミュニティ保健

ボランティアを指導するファシリテーターに対し、PHC に重点を置いた第一次レベル保健医療サービス強化のための能力強化研修を実施する。  
 2-6 対象地域において家庭保健チーム編成や活動内容に関わる説明や研修を行う。  
 2-7 対象地域において家庭保健チームを編成し、活動を実施する。  
 2-8 対象地域の県病院と対象地域の保健省職員に対し、家庭保健チームに関連したレファラルとカウンターレファラルに関する研修を実施する。  
 2-9 対象地域において予防と健康増進の活動を行う。  
 2-10 対象地域のCMI 職員に対し、母子保健および正常分娩に関する能力強化研修を実施する。  
 2-11 対象地域において第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネント実施に関するモニタリング・評価を行う。  
 2-12 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントの実施に関する体制やメカニズムをそれぞれの県内の他の地域の関係者と共有する。  
 2-13 第一次レベルにおける国家保健モデルの保健サービスコンポーネントの実施に関する体制やメカニズムに基づく実施工程を重視した経験を他県との関係者と共有する。

投入

日本側投入

- ① 長期専門家: チーフアドバイザー(60MM)、地域保健(58MM)、業務調整(57MM)等
- ② 短期専門家: 公衆衛生等
- ③ ローカルコンサルタント: 保健行政/マネジメント等
- ④ 研修受入: 本邦研修、第三国研修
- ⑤ 機材供与: PHC 関連基本医療機材(母子保健等)、車両等
- ⑥ その他: 研修実施、教材作成等現地活動費

相手国側投入

- ① カウンターパートの人材配置  
 プロジェクト・ディレクター: 保健省 サービスネットワーク担当次官  
 プロジェクト・マネージャー: 保健省 サービスネットワーク次官室 PHC課長  
 プロジェクト地域マネージャー: エル・パライス県及びレンピーラ県保健局長  
 カウンターパート(保健省サービスネットワーク次官室 PHC 課、エル・パライス県、レンピーラ県保健局関係者など)
- ② プロジェクト実施に必要な執務室および施設設備の提供
- ③ その他 (a) 運営・経常費用、(b) 電気、水道などの運用費、(c) その他

外部条件

- 1. 事業実施のための前提条件  
 特になし
- 2. 成果達成のための外部条件  
 ・プロジェクト対象地域の治安が劇的に悪化しない。
- 3. プロジェクト目標達成のための外部条件  
 ・本プロジェクトによる研修を受けた人材がPHCの担当から外れない。
- 4. 上位目標達成のための外部条件  
 ・保健政策が大きく変わらない。  
 ・住民の所得・収入が著しく落ちない。

実施体制

(1) 現地実施体制

保健省 サービスネットワーク次官室  
 エル・パライス保健事務局  
 レンピーラ県保健事務局

関連する援助活動

(1) 我が国の  
 援助活動

「看護教育強化」(1990年～1995年)、「中米カリブ地域／看護基礎・継続教育強化プロジェクト」(2007年～2011年)では、看護教育の改善を通じ、看護人材が育成された。当該事業のC/P 機関であった看護研修センターは、本事業において看護師等を対象とした研修を実施する際に活用可能なリソースとなり得る。  
 また「シャーガス病対策プロジェクト」(2003年～2007年)、「シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2」(2008年～2011年)において監視システムが導入された地域と本事業の対象地域が一部重複しているため、監視システム導入にあたり機能強化された地方行政体制の活用が期待できる。  
 なお、本事業の対象地域の保健センター等で活動している助産師や栄養士等の青年海外協力隊員とPHC 活動について情報共有等を図ることにより、活動の促進が期待される。

(2) 他ドナー等の  
 援助活動

PAHO は4つの保健分野(保健サービスと保健システム、感染症と非感染症、人間の安全保障、家族とコミュニティー)において保健省の機能強化に係る活動も行っている。ワールドビジョンはエル・パライス県において栄養改善のための教育活動、家庭菜園の運営実施、幼児へのケア(5歳～14歳までの幼児が対象)を実施している。国連人口基金(UNFPA)は、レンピーラ県において先住民族を対象に、組織化並びに組織強化に関する研修や関連機材の供与等を行っている。また国際連合食糧農業機関(FAO)及び国連世界食糧計画(WFP)は活動対象地である両県の第一次保健医療施設に対する食糧の配布や学校給食の食材支援の活動を実施している。  
 本事業は、PHC に関する中央及び地方の保健医療サービス体系の明確化と実施体制の確立を目指しており、対象地域におけるこれら機関との情報共有等を推進することが期待される。



個別案件(専門家)

2015年05月29日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)シャーガス病対策アドバイザー (英)Chagas Disease Control Expert
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	ホンジュラス国テグシガルバ市及びIPCA加盟国(エルサルバドル、ニカラグア、グアテマラ)
署名日(実施合意)	2012年03月21日
協力期間	2012年06月03日 ~ 2014年06月02日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Health
日本側協力機関名	特になし

## プロジェクト概要

## 背景

中米におけるシャーガス病対策の協力は、1991年のグアテマラにおける「研究協力」に始まり、媒介虫調査、防除法の確立に関する研究を1998年まで実施した。2000年に入り、次なる展開として上記研究成果をフィールドで活用すべく「技術協力(第一段階=アタックフェーズ)」を実施することとし、媒介虫対策(調査~殺虫剤散布から散布後評価)の徹底及び住民参加型監視体制の試行的構築を狙いとして、2007年まで中米3カ国(グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル)で技術協力プロジェクトを展開し、一定の成果を挙げて終了した。2008年からは、媒介虫対策の地域拡大及び住民参加型監視体制の構築・制度化を狙いとして、「技術協力(第二段階=サーベイランスフェーズ)」を展開すべく、4カ国(ニカラグアを追加)で引き続き技術協力プロジェクトを実施している。2011年にはホンジュラス、エルサルバドルのプロジェクトが、2012年にはグアテマラのプロジェクトが終了し、2014年までニカラグアにて協力を続ける予定である。なお、これらの協力過程では、1998年にWHOが中米7カ国を対象として“2010年までにシャーガス病の伝播中断”を目標とするイニシアティブ(IPCA)を提唱したことを踏まえ、WHO/PAHO(汎米保健機構)とのパートナーシップを重視してきている。具体的には、2004年から2007年までの3年間、個別専門家派遣を通じて、各国で展開する技術協力プロジェクトの実施促進も意識しつつ、IPCAの実施体制強化、中南米域内協力の強化、及びIPCA参加国のシャーガス病対策強化を狙いとして、中米域内への「広域協力」を実施した。2013年4月現在、ニカラグアでの技術協力プロジェクトはIPCAの行動計画に沿いつつ活動を実施している。

こうした長年に亘る各国への協力を通じて蓄積してきた知見は、各国関係者のみならず、IPCA参加国、IPCA事務局、WHO/PAHO、及び世界各国のシャーガス病対策関係者にとって非常に有益であり、当機構及び日本にとっても当該分野の技術優位性に寄与するものと考えられる。またこうした知見のとりまとめを通じて各国関係者の協力成果や効果のとりまとめに関する能力向上を図ることで、当該国保健人材の能力強化に広く貢献できることから、「これまでの協力の知見・成果及び効果を各国関係者と共に掘り起し、記録し、まとめ、共有する過程を通じて、協力成果や効果のとりまとめ及び共有に関する能力向上を図り、結果をIPCA域内に成果品として残すこと」を目的として、本件アドバイザー専門家を派遣することとした。

上位目標	ホンジュラスを中心としたIPCA加盟国(特にエルサルバドル、ニカラグア、グアテマラ)においてシャーガス病対策関係者の能力が向上する。
プロジェクト目標	研究協力・技術協力・広域協力を通じた20年来の当機構のフィールドでの協力経験をベースに、ホンジュラスをはじめとしたIPCA加盟各国関係者とともにこれまでの我が国のシャーガス病対策協力の知見の掘り起し、とりまとめ及び同結果のIPCA加盟国・機関の間の共有を図ることにより、各国のシャーガス病対策を促進するとともに、IPCA加盟各国のシャーガス病対策関係者の能力向上を図る。
成果	JICA専門家は以下、3-1及び3-2で言及される成果を達成するために必要なサービスをホンジュラス国に対して提供する。ただし、シャーガス病対策の広域的性格に鑑み、同専門家は他のIPCA加盟国(具体的にはグアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア)においても、同様のサービスを提供するものとする。 成果1.中米におけるシャーガス病対策の知見がまとまる。 成果2.中米におけるシャーガス病対策に関する知見がIPCA参加国・機関の間で共有される。
活動	全てのJICA専門家の活動はシャーガス病対策関係者の能力向上を目的として実施される。具体的な活動は以下のとおり。  成果1に資する活動 1-1 各国関係者との協議を通じ、協力成果の掘り起し及びとりまとめの重要性について周知を行うとともに、事業計画の策定及び成果品としての報告書の位置づけ・構成、分析のフレームワーク等を検討、立案する。 1-2 各国関係者とともに、各保健省や県保健局でのシャーガス病対策の実態調査(及びこれまでの協力から生じたグッドプラクティスなどの収集)を行う。 1-3 各国関係者とともに、上記2の調査結果を分析し、IPCA参加国が持続的にシャーガス病対策を促進するために有効かつ実現性が高い具体的活動の取り組み事例を中心とした報告書を作成する。  成果2に資する活動 2-1 報告書をIPCA参加国及びIPCA会合、ドナー会合等にて各国関係者とともに公表し、セミナー等を行う。 2-2 作成された報告書をJICA本部及び在外事務所と共有する。 2-3 JICA協力対象国の要望に応じ、報告書の知見や同知見に基づいた各国での取り組みに対する助言を行う。
投入	
日本側投入	1.短期(シャトル型)専門家の複数派遣(数か月程度の短期派遣を複数回繰り返す派遣形態。2012年6月以降、合計で24か月間の派遣を予定しているが、専門家本人の都合等により派遣時期や期間については変更の可能性あり)  2.同専門家活動に係る必要経費(研修、ワークショップ経費、教材作成費、運転手・アシスタント備上費)
相手国側投入	1. JICA専門家向け事務環境の適切な整備 2. 利用可能な全ての関連データ、資料、文献の提供 3. カウンターパート人材の任命・指名 4. 現地調査やサイト視察時の移動手段の確保 5. カウンターパート人材の出張経費及びプロジェクト事務所の管理経費の負担
外部条件	中米シャーガス病対策イニシアチブ(IPCA)によるホンジュラスに対する技術的、政策的な支援が継続する。 シャーガス病対策が継続して保健省の優先課題となる。
実施体制	
(1)現地実施体制	ホンジュラスを始めとしたIPCA加盟国(特にエルサルバドル、ニカラグア、グアテマラ)の保健省内の「シャーガス病対策プログラム」を主なカウンターパート機関としつつ、各国WHO事務所、他援助機関等とも活動の調整を行う。
(2)国内支援体制	活動の進捗に応じて、シャーガス病対策への協力経験のある関係者から適宜助言、支援を得る。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	各国におけるJOCV感染症対策との緩やかな連携 ホンジュラス(技プロ「シャーガス病対策プロジェクト」(2003～2007)、個別専門家「広域プロジェクト運営」(2004～2007)、技プロ「シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2」(2008～2011)) グアテマラ(プロ技「熱帯病研究対策」(1991～1998)、個別専門家+JOCV+医療特別機材供与(2000～2002)、技プロ「シャーガス病対策プロジェクト」(2002～2005)、 「シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2」(2009～2012)) エルサルバドル(技プロ「シャーガス病対策プロジェクト」(2003～2007)、「シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2」(2008～2011)) ニカラグア(技プロ「シャーガス病対策プロジェクト」(2009～2014))
(2)他ドナー等の援助活動	ホンジュラス:カナダ国際開発庁が2010年より5カ年計画で、シャーガス病・リーシュマニア対策に500万カナダドルを供与。



個別案件(専門家)

2018年05月17日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

### 案件概要表

案件名	(和)首都圏における地すべり対策能力強化支援 (英) Assistance for Strengthening and Capacity Building of Professional techniques for the Control and Mitigation of Landslide in Tegucigalpa Metropolitan Area
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	水資源・防災-土砂災害対策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	災害に強い社会づくりプログラム
援助重点課題	防災対策
開発課題	防災・災害対応
協力期間	2015年02月01日 ~ 2016年08月31日
相手国機関名	(和)ホンジュラス国立自治大学(UNAH)
相手国機関名	(英) National Autonomic University of Honduras
プロジェクト概要	
背景	..



技術協力プロジェクト

2017年11月25日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 地方開発のための自治体能力強化プロジェクト (英) Project for Strengthening of the Capacity Development of the Local Governments for Regional Development
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	社会・経済開発プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	社会経済基盤強化
プロジェクトサイト	全国
署名日(実施合意)	2011年09月20日
協力期間	2011年10月26日 ~ 2016年11月25日
相手国機関名	(和) ホンジュラス人権・司法・統治・地方分権化省 (2013年12月迄の内務・国民省が 2014年1月新政権により再編)
相手国機関名	(英) Secretary of Human Rights, Justice, Governance and Decentralization

## プロジェクト概要

## 背景

ホンジュラス(以下、ホ国)では、2009年6月に発生した政変により、各国からの援助の撤退、貿易の停滞等の影響が生じたが、2009年12月に民主的な選挙が実施され、2010年、ロボ政権(2010-2014)が発足した。以降、ドナー諸国による新政権の認知、援助の再開に加え、2011年6月には米州機構(OAS)にも復帰するなど、国内融和と国際社会からの信頼回復の取り組みを経て、2014年よりエルナンデス政権(2010-2014)が発足した。

ホ国の地方分権化は、1990年10月に施行された「地方自治体法」によって推進され、2004年には市に地域社会開発事業の計画・実施・管理を委任する「プロジェクトサイクル地方委任事業(DOCP)」が開始された。しかし、「ホ」国の市のほとんどは組織や人材面で脆弱な小規模な自治体であり、行政能力が低いため、分権化に伴って委譲される権限や資金を地域開発に十分に活かしてきていない。その結果、住民のニーズに合わない事業の実施や、不透明な資金の活用が顕在化している。また、選挙の度に市長が交代し、同時に市職員も入れ替えになる傾向にあり、市行政に知見が蓄積されにくいと言った課題がある。

このような状況を踏まえ、市の能力不足を補う方策として、市連合会の役割が重要性を増している。市連合会とは、個々の市では解決が難しい課題に対して対処することを目的に、近隣の複数の市によって設立される地域団体で、構成市に対して技術支援を提供する。市連合会は選挙による人事異動の影響を受けにくく、各種行政サービス向上に係る知見が蓄積しやすいという強みがあるため、市に対する支援の窓口として市連合会を活用するドナーが多い。

JICAは、2006年9月から2010年10月まで「西部地域・開発能力強化プロジェクト(FOCAL)」をホ国西部地域にて実施し、対象地域の市連合会及び市連合会を構成する市の能力強化支援を行ってきた。同プロジェクトは、住民参加のもと、市の現状調査(ベースライン調査)、開発計画の策定、事業実施の一連の開発プロセス(FOCALプロセス)を、市自らが実施できるようにすることを目的とし、そのために、支援対象のイギート市連合会に対して技術移転を行った。その結果、同市連合会及び対象10市に開発プロセスの知見が蓄積し、住民ニーズを踏まえた開発計画/事業の策定/実施、住民・行政間の信頼関係の強化、透明性の向上等が確認された。

上記の成果は地方分権を進めるための有効な手段としてホ国政府に高く評価されている。

同政府は、その長期的な国家開発計画である「国家ビジョン(2010-2038)」において、地方(市)が開発の担い手として、当該地域の開発計画の策定、行財政運営、プロジェクト実施のプロセスを、住民の参加を得ながら地方開発を進めるべきとし、地方開発のための地方分権化の推進と、市の能力強化を掲げている。そのためにFOCALプロセスを全国的に適用することに強い関心が示されているが、中央政府には十分な知見が蓄積されておらず、技術的・制度的な支援体制が整っていない。このような背景の下、ホ国政府は、FOCALプロセスを全国で展開し、地方行政の能力の向上を図るための支援を我が国に要請したところ、JICAは2011年10月から5年間の予定で、地方分権化・地方開発の計画立案、調整を担う内務・国民省(SEIP)をカウンターパートとし、SEIPから市連合会及び市、コミュニティへのFOCALプロセスの全国波及・定着を図るため「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」を開始した。なお、C/PであるSEIP(内務・国民省)は、2014年1月発足の新政権による省庁再編により、人権・司法・統治・地方分権化省(SDHJGD、以下「地方分権化省」)に改編された。

上位目標	「国家ビジョン」、「国家計画」の枠組みの下、市連合会及び市を通じて、全国レベルでFOCALプロセスが定着する。
プロジェクト目標	地方開発において、地域の資金や人的資源の活用が最適化され、住民が参加できるよう、市連合会の支援を通じ、対象市においてFOCALプロセスが適用される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方分権化省(SDHJGD)が他機関(協力機関、ドナー機関及びNGO)と連携し、FOCALプロセスを普及することが出来るようになる。</li> <li>2. 市連合会がFOCALプロセスによって強化され、対象市に対する技術支援が行えるようになる</li> <li>3. 市がFOCALプロセスで能力を得、地域開発の能力が強化される</li> <li>4. 地方分権化省がAMHONや他機関と協力して市連合会を通じた自治体間でのFOCALプロセスの知見・経験の共有と普及のための支援を促進する。</li> </ol>
活動	<p>成果1</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地方分権化省(SDHJGD)がFOCALプロセス・手法を習得する。</li> <li>②地方分権化省が市連合会に対して定期的にFOCALプロセスの研修を行い、連合会の市に対する指導のフォローアップ、モニタリングを行う。</li> <li>③地方分権化省が市連合会と共に、市が実施するFOCALプロセス(ベースライン調査、PDC・PDM作成)のフォローアップ、モニタリングを行う</li> <li>④市から提出され、市連合会によりレビューされた市開発計画(PDM)の質の管理を行う。</li> <li>⑤地方分権化省が、FOCALプロセス普及のために他機関との間での連携協力について合意する。</li> <li>⑥地方分権化省が、中央-市連合会-市の支援・モニタリング体制・役割とPDMの登録、認証システムを整理する。</li> <li>⑦地方分権化省が、⑥で整理された体制・役割をPDM策定に関する現行省令に盛り込む。</li> <li>⑧FOCALプロセス実施による中長期的効果を中心に知見、経験を全国レベルで共有する。</li> </ol> <p>成果2</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市連合会がFOCAL担当者を配置し、活動予算を確保するよう働きかける。</li> <li>②市連合会にFOCALプロセスを指導する。</li> <li>③市連合会が対象市に対し定期的にFOCALプロセスの研修、監督、助言を与える。</li> <li>④市連合会が、FOCALプロセスにかかる対象市の成果品(PDM/PDC/LB)の質の管理を行う。</li> <li>⑤市のパイロット事業(PEM、PEC、PSP各1件)が計画通り実施(予算・期間・成果(品))されているかをモニタリングする。</li> <li>⑥市連合会の理事会で定期的に各市のプロセス進捗状況を市長と共有する。</li> </ol> <p>成果3の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市がFOCAL担当者を配置し、活動予算を確保するよう働きかける。</li> <li>②市が、FOCALプロセスを習得し、実施能力を強化する。</li> <li>③市が住民リーダーへ研修と指導を行い、ベースライン調査報告書及びコミュニティ開発計画(PDC)策定のプロセスをフォローする。</li> <li>④生活改善アプローチ(EMV)を通じて策定されたPDCに基づいて、年次コミュニティ計画(PAC)を各コミュニティが自主的に実行していくために市が支援を行う。</li> <li>⑤市がPDCを取りまとめ、市開発計画(PDM)を策定する。</li> <li>⑥市が策定されたPDMを市の予算編成に反映させ、事業計画についてコミュニティや関係者と合意を得る。</li> <li>⑦市が対象地域において事業の実施と管理を行う。</li> <li>⑧FOCALプロセスの簡素化/効率化を検討する。</li> <li>⑨FOCALプロセスの理解促進のために視聴覚教材を作成、配布する。</li> </ol> <p>成果4</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地方分権化省が、AMHONや他機関と、市連合会間や連合会加盟市間でのFOCALプロセスの共有、普及のための具体的な協力内容について協議する。</li> <li>②地方分権化省が、FOCALプロセス実施のための様々な活動のグッドプラクティスや工夫点、教訓を収集し取りまとめる。</li> <li>③地方分権化省が、AMHONや他機関と共にFOCALプロセス実施のための様々な活動のグッドプラクティスや工夫点、教訓について市連合会同士及び加盟市同士の技術交換を実施する。</li> <li>④地方分権化省が、市連合会間での技術移転、支援のあり方、方向性を検討し、推進していく。</li> <li>⑤地方分権化省が、市連合会及び市がグッドプラクティスなどを応用できるようフォローし、支援する。</li> <li>⑥地方分権化省及びAMHONのリンクされたウェブサイト上にFOCALの知見、経験を紹介する</li> </ol>



ためにそのコンテンツを作成し、更新すると同時に、その運営、維持管理について両機関と協議する。

## 投入

- 日本側投入
- (1)長期専門家:チーフアドバイザー／地方行政、業務調整／コミュニティ開発
  - (2)短期専門家:能力開発・評価、生活改善・農村開発等
  - (3)機材供与(携行機材):車両等
  - (4)在外事業強化費:現地傭人費、NGO等委託費、教材作成費等
  - (5)本邦研修
  - (6)域内各国との経験共有

- 相手国側投入
- カウンターパート機関:地方分権化省(SDHJGD)
- ・C/P配置:プロジェクトアドミニストレーター1名、職員4名(専任)
  - ・一部研修経費(C/P職員現地活動費)
  - ・プロジェクトオフィス

協力機関:市連合会(MANCOMUNIDAD)、国内全市(298市)、全国市長会(AMHON)、  
・研修・フォローのための人員・予算配置

## 外部条件

\* FOCALプロセスのうち、事業実施に関わる費用は、現地リソース(社会開発省の貧困削減基金、ホ国社会投資基金、市の開発予算)、他ドナー(USAID、スペイン、スイス等)等の資金を活用する。

プロジェクト目標のための外部条件:地方分権化に関する政策が継続される。

成果1の外部条件:PDMIに関してSDHJGDによる認証を定める省令が承認される。

成果2の外部条件:市連合会がFOCALプロセスを指導するために要員と予算を確保し、継続的にFOCAL支援のために活用する。

成果3の外部条件:市がFOCALプロセスを実施するために要員と予算を確保し、継続的にFOCALプロセス実施のために活用する。

成果4の外部条件:AMHONや他機関がFOCALプロセスの共有、普及のための要員と予算を確保する。

## 実施体制

### (1)現地実施体制

- 1.カウンターパート機関  
・地方分権化省 市民参画局、地方自治体強化局、地方開発局

- 2.協力機関  
・市連合会  
・市政府(全国298市)  
・社会開発包摂省  
・AMHON(全国の市ネットワークの活用、一部対象地域におけるFOCALプロセスの推進における協力)

## 関連する援助活動

### (1)我が国の援助活動

・JICA「西部地域・開発能力向上プロジェクト」(2006年9月～2010年10月):本事業は同プロジェクトの継続案件として、その成果を引き継ぎホンジュラス全地域に展開する。

### (2)他ドナー等の援助活動

・AECID「地方自治体強化プログラム」、COSUDE「地方分権プログラム」、及びUSAID、KFW等:前プロジェクト同様、支援地域が重なる箇所では、FOCALプロセスによって策定された市開発計画の中の事業実施に、これらドナーが資金支援を行う形で連携が取られている。  
・また、プロジェクトを通じて作成される各コミュニティレベル(各戸レベル)の社会経済データ(参加型住民センサス調査結果)は、各ドナーが開発プロジェクトを行う上で貴重なデータとなるところ、各ドナーとの連携による同データの幅広い活用が図っていく予定。



個別案件(専門家)

2016年10月07日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 地域警察活動支援 (英) Assistance for Activity of Community Police according to the Japanese Model
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	社会・経済開発プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	社会経済基盤強化
プロジェクトサイト	ホンジュラス全土
協力期間	2013年04月01日 ~ 2016年03月31日
相手国機関名	(和) 治安省
相手国機関名	(英) Secretariat of Security

## プロジェクト概要

背景

ホンジュラス共和国(以下ホ国)においては、麻薬犯罪やマラス(青年層犯罪集団)の活動による治安の悪化が深刻化しており、2009年6月の政変による社会混乱等も影響し、2012年における人口10万人あたりの殺人発生率は85.5人(全国平均)と世界最悪の状況にある(2013年は79人との暫定値)。ホ国政府は、治安状況改善には市民参加による防犯体制の強化が不可欠と考えており、2010年に承認されたホ国の開発政策「国家ビジョン(2010-2038)」、「国家開発計画(2010-2022)」においても、「治安」の取り組みを重要視している。また、2014年に発足したエルナンデス政権は、3重点政策の一つとして治安回復を掲げ(「治安回復」「雇用創出」「貧困対策)、麻薬・組織犯罪に対し軍警察を動員した強硬策とともに、防犯に重点を置いた家庭・コミュニティレベルから取り組む安全な町づくりを推進している。

JICAはホ国政府の要請を受け、2008年度から2012年度の間、「地域警察活動支援プロジェクト」を実施した。当プロジェクトでは、JICAが2008年から2011年まで実施したブラジル・サンパウロ州軍警察に対する「地域警察活動プロジェクト」の経験を、日本・ブラジルパートナーシップ・プログラム(JBPP)の枠組みのもと三角協力として展開したものである。具体的には、ブラジル人専門家の協力を得つつ、日本の「交番」の経験を適用し、国内2市(テグシガルバ市、サン・ペドロ・スーラ市)パイロット地区での交番設置、地域警察マニュアル作成、マニュアルを使った研修と実地訓練(OJT)により、ホ国に適した地域警察の導入と定着を目指した。作成された地域警察マニュアルは、治安省から正式なマニュアルとして承認され、ブラジルで研修を受けたホ国警官が講師となり、マニュアルに基づいた5モジュール(100時間)の研修をパイロット地区の警官及び管理職に対し実施した。これら取り組みの結果、前述マニュアルの承認のほか、2013年3月にはテグシガルバ市コマヤグエラ地域のLa Granja管区警察署が、治安省から正式に「地域警察」モデルとして認定された。

今次第2フェーズにおいては、前述第1フェーズで構築したホ国地域警察モデルを全国展開することを目的として、2013年度から3年間、JBPPの枠組みの下引き続きブラジル人専門家の協力を得て取り組むものである。

上位目標 地域警察モデルを導入した地域において犯罪発生率が減少される。

プロジェクト目標 第1フェーズで構築された地域警察モデルがホンジュラス国内に普及される。

成果	<p>1. 導入地域に配置されている警察官が、地域警察研修を受講する。</p> <p>2. 実践を通じて、地域警察モデルの改善が行われる。</p> <p>3. 国家警察の4警官育成機関*のカリキュラムに地域警察が採用される。</p> <p>*①国立警察大学校、②警察士官学校 (ANAPO)、③管区警察学校、④警察学校</p> <p>①Universidad de la Policia Nacional de Honduras</p> <p>②Academia Nacional de Policia</p> <p>③Escuela Sub Oficiales</p> <p>④Instituto Tecnologico Policial</p>
活動	<p>1-1. 地域警察モデル普及のための戦略を構築する(ドナーや地方政府等との連携を含む)。</p> <p>1-2. 上記戦略に基づき、研修計画を策定する。</p> <p>1-3. ドナーや地方政府等との連携の下、研修計画に基づきホ国警察官に対する地域警察研修が実施される。</p> <p>2-1. ラ・グランハ管区を中心とした地域警察活動の経験を他地域警察官等と共有する。</p> <p>2-2. 同地域警察の経験に基づき、課題の抽出と適切なモニタリング方法を策定する。</p> <p>2-3. 当該課題と策定されたモニタリング方法に基づき、地域警察マニュアルの見直しを行う。</p> <p>2-4. 中米域内各国治安当局関係者との経験共有を図る。</p> <p>3-1. 4つの警官育成機関を卒業した警官に対して、地域警察モデルの実践教育を行う。</p> <p>3-2. 4つの警官育成機関におけるカリキュラムにおいて、地域警察マニュアルを用いた地域警察カリキュラムが採用される。</p> <p>3-3. 当該カリキュラムに基づく4警官育成機関における指導者の育成を行う。</p>
投入	
日本側投入	ブラジル人短期専門家(第三国専門家)、アドバイザー(ローカルコンサルタント)、コーディネーター(ローカルコンサルタント)、在外事業強化費、ブラジルにおける第三国研修及びサンパウロ交番視察研修(高官含む)
相手国側投入	カウンターパート配置、交番整備費、その他プロジェクト実施に必要な経費(セミナー開催費用など)
外部条件	首都テグシガルパ及びサン・ペドロ・スーラ市は治安が良好ではなく、在ホンジュラス日本大使館及びJICAホンジュラス事務所の定める安全対策措置を遵守して、業務を行う必要がある。
実施体制	
(1)現地実施体制	治安省:地域警察局、及び管轄にある交番 モデルサイト及び普及地域における市、住民組織(自治会)等
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1.地域警察活動支援プロジェクト(本プロジェクトのフェーズ1)
(2)他ドナー等の援助活動	2.日本NGO連携無償資金協力案件「首都テグシガルパにおける青少年育成を通じた安全なコミュニティづくり支援事業」(実施機関AMDA)
	1)USAIDとの連携MOUを延長・継続する予定。
	2)JICAプロジェクトで改定中の地域警察マニュアルが完成次第、米州開発銀行(IDB)を通じたマニュアルの増刷、配布を交渉予定。
	2)IDB、世界銀行、中米経済統合銀行(CABEI)、UNDP等は、「安全な町づくり(Municipios Mas Seguros)」プロジェクトとして、2013年から6モデル市(Puerto Cortes, Choloma, Progreso, La Ceiba, Siguatepeque, Copan Ruinas)において警察官に対する研修を計画。当該研修とJICAプロジェクトとの連携を図る予定。
	上記ドナー等と連携しつつ、日本の技術協力による地域警察活動モデルの普及を実施する。

個別案件(専門家)

2017年11月24日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

## 案件概要表

案件名	(和) CBR戦略向上のための能力強化 (英) Enforcement of the DIGEPEPDI's capacity for the improvement of CBR strategy
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	フランシスコ・モラサン県テグシガルバ市、タランガ市、インティブカ県エスペランサ市
協力期間	2012年04月01日 ~ 2015年03月31日
相手国機関名	(和) 障害者支援事務局
相手国機関名	(英) General Office of Development for the People with Disability

## プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス(以下「ホ」国)ではNGOが中心となって障害者支援を活発に実施しているが、障害者向け施設の大半は首都圏に集中し、地方に住む障害者の多くはニーズに合ったサービスにアクセスできていない。現在、16の団体が各地で地域に根付いたリハビリテーション(Community Based Rehabilitation、以下「CBR」)プロジェクトを実施し、障害者のニーズに応えようとしているが、各団体が独自のやり方で対応しており、障害者のニーズにはまだまだ応えられていない。ソーシャルワーカー、特別支援教育教師、言語聴覚士、心理士などのチームに、地域ボランティアが協力して対応している団体もあるが、大半は障害者の身内と地域ボランティア数名で何とか実施している状況である。</p> <p>地方在住の障害者の生活の質(Quality of Life、QOL)が向上するためには、その地域内のリソースが有効活用され、障害者が遠くまで出向かなくてもニーズにあったサービスを受けられるようになることが不可欠であるが、そのための関係省庁からのコミットメントは十分ではない。「ホ」国は2008年に「国連障害者の権利条約」を批准し、同年、内務省内に障害者支援事務局(DIGEPEPDI)を設置して関連法整備を実施した。DIGEPEPDIは、法律で障害者分野の監督機関として定められ、教育、保健・医療、就労、インフラ等の関係省庁と連携した障害者支援に関する取り組みを進めているが、設置から日が浅く、その機能は十分とは言えない。特に地方在住の障害者への支援については、DIGEPEPDIが統括している障害者団体コーディネーター機関に所属するNGO等へ助成金を支給することとまっている。CBR戦略ガイドラインも作成されているが、DIGEPEPDIの監督・指導機能や関係省庁のコミットメントは明確にされていない。「ホ」国の障害者支援サービス拡大のためには、地方在住の障害者も、よりニーズにあったサービスを受けられるようにならなければならないが、そのためには関係省庁からのコミットメントが必要であり、それを引き出すために監督機関としてのDIGEPEPDIのCBR推進機能の強化、及びDIGEPEPDIを通じた「ホ」国CBR戦略の向上が必要となっている。</p>
上位目標	CBRが活性化されることにより、地域ごとに障害者のニーズにあったより良いサービスを提供できるようになり、障害者がエンパワーされ、QOLが向上するとともに社会参加が促進される。
プロジェクト目標	DIGEPEPDIのCBR推進のための機能が強化され、関係省庁、CBR指導者、実施者等に対し、各地域での障害者支援の取り組みについて適切な監督・指導業務が向上する。
成果	1. DIGEPEPDIのCBR促進に向けた関係機関・組織との連携が強化される。

2. パイロットサイトにおいてCBR戦略が推進される。

活動

- 1-1 関係省庁による中央委員会を形成する。
- 1-2 DIGEDEPDIの政策広報戦略を実施する。
- 1-3 DIGEDEPDIの組織の認知度を調査する。
- 1-4 DIGEDEPDIの広報資料活用計画を策定する。
- 1-5 DIGEDEPDIの広報資料活用計画を実施する。
- 1-5 関係省庁のコミットメントが盛り込まれたCBR戦略ペーパーを策定する。
- 1-6 関係機関・組織を対象に障害者施策推進に向けた研修を実施する。

- 2-1 パイロットサイトにおいてCBRに取り組む住民メンバーを対象にCBRの概念に関する講習会を実施する。
- 2-2 パイロットサイトにおいてCBRに取り組む住民メンバーを対象にCBR戦略の実践方法に関する研修を行う。
- 2-3 CBR推進のためのファシリテーターを育成する。
- 2-4 地域住民の参加と組織化を働きかける。
- 2-5 地域委員会を形成する。
- 2-6 障害者に関する住民参加型調査を行う。
- 2-7 CBR推進のための活動計画を策定する。
- 2-8 CBR推進のための活動計画を実施する。
- 2-9 パイロットサイトでの活動成果をとりまとめ普及する。

投入

日本側投入 第三国専門家（組織機能強化、CBR、障害者政策）  
在外事業強化費

相手国側投入 第三国専門家の執務スペース・事務用品の提供  
DIGEDEPDIスタッフの出張旅費

- 外部条件
- ・ホンジュラスにおける治安状況がさらに悪化しない。
  - ・DIGEDEPDIが解体されない。
  - ・DIGEDEPDIの方針が変更されない。
  - ・コスタリカからの専門家派遣が中断しない。

実施体制

- (1)現地実施体制
- 1. 中央機関  
-障害者支援事務局
  - 2. 地方での実施機関  
-CBRを実施中のNGO

関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動

- ・ボランティア派遣：障害者関連施設にこれまで延べ60名以上のボランティア(養護、理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカー等)を派遣。現在SV1名、JOCV5名が障害者支援を行うNGO3団体で活動している。うち2団体は本プロジェクトのパイロットサイトでCBRプロジェクトを実施しているNGOで、プロジェクトとの緩やかな連携を図っている。
- ・第三国研修：コスタリカ第三国研修「コミュニティに根差したインクルーシブな開発」にプロジェクト関係者を参加させ、知識・能力強化を図っている。
- ・フォローアップ協力を通じ、本邦研修「中米・カリブ障害者自立生活」の帰国研修員が立ち上げた「自立生活ムーブメント」による障害者人権擁護活動を支援。
- ・オランダNGO「The Danish Association for the Disabled」がホ国の障害者支援NGOを対象に組織強化を実施中。
- ・世界保健機構の協力のもと、保健省、国立自治大学、社会保障機構が連携し「障害者の口腔衛生プライマリーケア改善のための能力強化プロジェクト」を実施予定。

- (2)他ドナー等の  
援助活動



技術協力プロジェクト

2018年05月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)エル・カホンダム森林保全区域のコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト (英)Project for strengthening of sustainable watershed management with community participation in the forest protected area of El Cajon dam
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	気候変動リスクの緩和プログラム
援助重点課題	防災対策
開発課題	防災・災害対応
プロジェクトサイト	エル・カホンダム森林保全区域(ZFPEC)
署名日(実施合意)	2012年12月18日
協力期間	2013年05月01日 ~ 2016年05月31日
相手国機関名	(和)ホンジュラス電力公社(ENEE)
相手国機関名	(英)National Electric Energy Company

## プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス国(以下「ホ」国)のエル・カホンダムは、我が国の有償資金協力と世銀、IDB等との協調融資により1985年に建設されたダムであり、「ホ」国最大の水力発電所がある。その水力発電所の発電能力は300MWであり、「ホ」国の国内電力需要の25%をカバーする重要な発電施設である。ダム湖面積は、人工湖としては「ホ」国最大であり、ダム湖周辺の36,000haの土地は、エル・カホンダム森林保全区域(ZFPEC)として保全地域に指定されている。この保全地域の管理をホンジュラス電力公社(ENEE)が担当している。</p> <p>ZFPECは、針葉樹と広葉樹からなる27,500haの森林を有し、豊富な植物相と動物相が存在すると言われている。しかしながら、当該地域住民の人口増加に伴う農牧業を中心とする生産活動の影響を受け、森林の劣化・減少、土壌浸食・流出、水質悪化等が問題となっており、これらに起因する土砂のダム湖への流入・堆積量増加の可能性も懸念されている。ENEEは、これらの問題を解決するために、天然資源・環境省等とも連携し、約10年前から住民の生計向上支援や環境教育に取り組んできている。ただし、その活動は、当該地域の一部の村落に留まり、十分に有効な持続的流域管理方法を確立できていない。このような状況の下、ENEE及び関係機関(関係省庁、市連合会、構成市、コミュニティ代表組織、NGO等)の参加のもと、ZFPECの自然環境と住民生活との均衡を保ちつつ、環境劣化(伐採や移動焼き畑による森林減少、農牧業生産活動に伴う土壌浸食等)を低減させると共に、村落住民の生計向上とのバランスを図ることが必要となっている。</p>
上位目標	エル・カホンダム森林保全区域(ZFPEC)及び保全優先地域において、持続的流域管理技術が導入・実践される。
プロジェクト目標	ENEE及び関係機関の対象地域における住民参加型手法を含む持続的流域管理能力が強化される。
成果	1. パイロット村落の環境保全のためのプロジェクト活動計画が作成される。 2. ENEE及び関係機関の持続的流域管理の手法・手順に関する能力が向上する。

	<p>3. ENEE及び関係機関の持続的流域管理に関する知識と技術の実践能力が向上する。</p> <p>4. ENEEが持続的流域管理を効果的に実施できるためのマニュアルと計画が作成される。</p>
活動	<p>1.1 対象地域の既存の社会経済調査(ベースライン調査)とENEEが過去に実施した活動をレビュー・分析する。</p> <p>1.2 対象地域の自然環境の現況を分析・把握する。</p> <p>1.3 エル・カホンダム森林保全区域の森林保全に関するENEE-UMCが有する既存の戦略の見直し・改訂を行う。</p> <p>1.4 パイロット村落を選定する。</p> <p>1.5 パイロット村落における環境保全のためのプロジェクト活動計画を作成する。</p> <p>2.1 パナマ国でのプロジェクトの知見をベースにして、持続的流域管理に関する研修を計画する。</p> <p>2.2 研修を実施する。</p> <p>2.3 研修のモニタリング・評価を行う。</p> <p>3.1 プロジェクト対象地域に関与する機関間の調整メカニズムを築き、それを強化する。</p> <p>3.2 パイロット村落でプロジェクト活動を実施する。</p> <p>3.3 パイロット村落での活動をモニタリング・評価を行う。</p> <p>3.4 評価結果を踏まえて、プロジェクト活動計画を修正する。</p> <p>4.1 実施された活動を通じて得られた結果等に基づき、普及マニュアルを作成する。</p> <p>4.2 普及マニュアルの内容を普及するためのセミナーを開催する。</p> <p>4.3 パイロット村落のコミュニティ開発及び環境保全のための総合的活動計画を作成する。</p> <p>4.4 対象地域のパイロット村落以外の村落へも、持続的流域管理手法を適用するための中期計画を作成する。</p>
投入	
日本側投入	<p>1) 長期専門家: 1名(業務調整/住民参加型環境保全)</p> <p>2) 短期専門家: 土壌保全や流域管理等の分野でのパナマあるいは日本からの専門家</p> <p>3) 研修員受入: 第三国研修</p> <p>4) 機材供与: 車輛、事務用機器等</p> <p>5) ローカルコストの一部負担</p>
相手国側投入	<p>1) カウンターパートの配置</p> <p>2) 支援要員の配置</p> <p>3) ローカルコストの一部負担</p> <p>4) 事務スペースの提供</p>
外部条件	治安については問題ない。
実施体制	
(1)現地実施体制	ホンジュラス電力公社(流域管理局)及び、関連機関
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有償資金協力「エル・カホン水力発電所建設事業」(1979)によりダム建設を支援。</li> <li>・技術協力「西部地域・開発能力強化プロジェクト」(2006-2010)の成果であるステップ・アプローチ(調査、試験期、普及期)や能力強化の取り組みプロセス(参加型現況調査、計画策定、パイロット事業実施、取り纏め)を活用。</li> <li>・2KR見返り資金による土壌保全の支援を実施する予定。</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IDB「エル・カホンダム湖流域の再生可能な自然資源管理プログラム」(1996-2002)</li> <li>・MARENA「重要な流域の自然資源管理の多重フェーズアプローチ」(2004-2009)</li> <li>・スペイン系NGO「Ayuda en Accion」</li> <li>・アメリカ系NGO「Aldea Global」及び、「Vision Mundial」</li> </ul>



個別案件(専門家)

2017年12月15日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名 (和) 地方女性のための生活向上支援  
(英) Assistance for the improvement of the life of women in the rural area

対象国名 ホンジュラス

分野課題1 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3 農村開発-農村生活環境改善

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 社会・経済開発プログラム

援助重点課題 地方開発

開発課題 社会経済基盤強化

プロジェクトサイト テグシガルパ市

協力期間 2012年10月01日 ~ 2014年09月30日

相手国機関名 (和) 家族支援計画

相手国機関名 (英) Family Assignment Program (PRAF)

## プロジェクト概要

## 背景

ホンジュラス政府(以下、ホ国)は2001年に貧困削減戦略文書(PRSP)を策定し、国の最重要課題である貧困削減に取り組んできた。PRSPでは、同国の貧困層の多くが社会的弱者(女性、子供、失業者など)であることから、「特定グループへの社会的保護」として社会的弱者支援を重要課題のひとつに掲げている。また、2010年に国会承認された「国家ビジョン2010-2038」、「国家計画2010-2022」でも「貧困削減」への取組は4つの国家目標のひとつに掲げられている。

大統領府直轄機関である家族支援計画(PRAF)は、社会的弱者の生活向上を目的としてプロジェクトを実施している。我が国はPRAFをカウンターパート機関とし、技術協力プロジェクト「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト(通称MeM)」(2003~2008)を実施した。プロジェクトでは様々な業種の女性グループの起業、また女性のエンパワメントについても成果が確認され、それら経験を取り纏めたMeMガイドラインとマニュアルも作成された。

しかしながら、これらの経験をPRAFの有する多くの普及員との共有や、他地域へ普及するなどには至っておらず、これら普及能力を高めるため組織の機能強化及び職員の能力向上の必要性が認められた。

こうした背景の下、「ホ」国政府は日本政府に対し、PRAF女性局の機能強化と職員の能力向上を図る個別専門家の派遣を要請した。

上位目標 地方貧困女性の生活が向上する。

プロジェクト目標 地方貧困女性の生活向上に向けた、PRAF女性局の機能が強化される。

成果 成果1 PRAF女性局の現状・課題が分析される。  
成果2 スーパーバイザー向けTOT(Training of Trainers、講師のための研修)、普及員向け研修が企画、実施される。  
成果3 PRAFの機能強化に関する提言が出される。

活動 1-1. PRAF事業計画における女性局の役割・位置づけ・体制業務方針・内容を確認した上で、女性局が地方貧困女性の生活向上支援を実施する上での主要課題を整理する。  
この際、PRAFの他の事業、特に貧困層支援の中心的柱となっている条件付現金給付



(CCT)プログラムを行っている部署からの情報収集を行う。

1-2. 地方女性の生活向上支援を行うNGOについて、活動内容、PRAFとの連携可能性等、情報収集を行い整理する。

1-3. 明らかになった現状や課題について、ワークショップ形式などを用いた理解促進の支援を行う。

2-1. 上記を踏まえ、女性局の機能強化の観点から、現在実施されている研修プログラムの有無、種類、内容を確認・検討の上、スーパーバイザーを対象としたTOT、普及員対象の研修プログラムを、C/Pと協議しながら必要に応じ改訂あるいは策定する。その際、MeMガイドラインの活用、またPRAFの他事業との関係も考慮した研修内容とすべきか併せて検討する。またNGOに関し、調査・分析に基づき、研修実施の必要性を検討する。

2-2. 必要に応じて外部リソースなどを活用しながら、スーパーバイザー・普及員を対象とした研修ファシリテーション方法についての基礎的な研修の実施支援を行う。

2-3. 研修プログラムに基づき、スーパーバイザー対象TOTの実施支援を行う。

2-4. 研修プログラムに基づき、普及員対象研修の実施支援を行う。

2-5. 上記研修実施によって浮かび上がる課題、改善点等に基づき、地方貧困女性の生活向上のために必要な女性局の機能、業務内容、必要なキャンペーン等についてC/Pと協議・検討する。

2-6. 研修結果とC/Pとの協議に基づき、策定した研修プログラムの改善案を必要に応じ提案・実施検証を行う。

2-7. 研修を受けた普及員によるコミュニティ対象の研修を実施し、内容、結果等をモニタリング・評価する。それら結果を研修プログラムに反映させる。

3-1. 研修結果とC/Pとの協議に基づき、CCTプログラムや関連省庁の動向を視野に入れながら、女性局の機能強化に必要な項目を洗い出し、整理・分析する。

3-2. 現状分析、研修実施、C/Pとの協議を通じて抽出された課題を基に、PRAF女性局の機能強化に必要な体制、業務内容、研修内容等の提言をとりまとめる。

3-3. C/Pとともに、PRAF幹部へ提言を発表する。

#### 投入

日本側投入 専門家(業務実施簡易型)1名

相手国側投入 カウンターパートの配置、オフィススペース、その他活動実施に必要な経費一部

#### 実施体制

(1)現地実施体制 PRAFの中のDi-Muher(女性局)にて業務を実施する。Di-Mujerは、局長以下7名のスーパーバイザーを含め計14名の職員、16の県で計50名プロモーターを抱え、全国1,300の女性グループを支援している。また、PRAFの中にあるDi-Mujer以外の各局とも連携し、研修等を通して人材の能力強化を図る。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 前政権から引き継がれ現政権でも地方分権を通じた地方開発を重視しており、内務・国民省をカウンターパート機関として地方の行政能力向上を図る案件を実施している(「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」2011.10～2016.11)。  
また、平成24年度要望調査要請案件で、現在継続検討中の「CCTプログラム向上計画プロジェクト」は、同じくPRAFが実施する条件付現金給付(CCT)プログラムを、より貧困削減に資するプログラムとするために強化・補完することを目的としたものである。  
あり、本コンサルタントは、女性局とCCTプログラムとの効果的な連携を提案・推進することにより、PRAF全体の貧困削減のための機能・能力強化に貢献することも期待されている。

(2)他ドナー等の援助活動 1) 零細企業支援についてのドナー会合が存在するため、適宜情報共有などを行う。  
2) アメリカ平和部隊がMeM手法に関心を有し、過去に研修等に参加したことがある。

個別案件(専門家)

2017年11月24日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

## 案件概要表

案件名	(和)コパン・ルイナスにおける持続的観光開発 (英)Development of sustainable tourism in Copan Ruinas
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	民間セクター開発-観光
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	商業・観光-観光-観光一般
プログラム名	社会・経済開発プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	社会経済基盤強化
プロジェクトサイト	コパン県コパン・ルイナス市
協力期間	2014年10月01日 ~ 2016年09月30日
相手国機関名	(和)観光庁、コパン・ルイナス市役所
相手国機関名	(英)Institute of Tourism and Municipality of Copan Ruinas

### プロジェクト概要

#### 背景

ホンジュラス(以下、ホ国)はカリブ海のビーチリゾートや、マヤの遺跡群を中心に豊富な観光資源に恵まれている。観光分野における外貨収入は、2012年には638.7百万ドルと、2003年(373百万ドル)から10年で2倍近くにまで成長しており、観光はホ国地方開発、国家経済の安定に資する重要な産業となっている。しかし、観光客数は年々増加する一方、実際に世界遺産「コパン遺跡」を訪問する観光客は隣国グアテマラに宿泊するケースが多いことなどからも、ホンジュラス全国における観光客の消費単価は同じ中米地域のコスタリカやグアテマラの約半分、パナマの3分の1以下と低迷している。

ホ国政府は、「国家ビジョン 2010-2038」、「国家計画 2010-2022」において、観光を地域開発に資する重要な開発課題として位置付け、中央・地方行政及び民間セクターの連携促進、法的・制度的枠組みの整備を通じた観光分野の成長に取り組んでいる。また、観光開発を目的とした地方空港建設や道路整備も推進している。しかしながら、開発が遅れ貧困の集中する地方部に位置する観光地では、豊富な観光資源有効活用するための社会基盤や、観光開発を推進する実施体制の整備の遅れが依然顕著であり、喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、2011年、観光省の呼びかけにより、コパン・ルイナス市において、同地初の官民協働のワーキンググループ「コパン2012委員会」が発足した。同委員会は、発足当初の目的であった2012年12月のマヤ・カレンダー関連のイベント運営の成功を経て、関係者間での目的の共有、官民連携・住民参加による街を上げた取り組みに対する意識が高まり、2013年には恒常的且つ包括的な観光開発組織「コパン開発機構」として再出発した(2015年にコパン・ルイナス開発機構に改称)。

コパン・ルイナス開発機構は、地域資源を活用した持続的地域開発の推進による地域住民の生活の質の向上を目標に掲げ、官民連携及び市民社会の参加による観光開発に取り組んでおり、現在官民合わせ約20に及ぶ関連機関や住民団体が加盟している。マヤの文化や伝統を有効活用した観光ルート・ツアーづくり、土産物や地元産品の品質向上・新商品開発や認証制度整備による、安価な他国産との差別化・付加価値付けや、地元産品の地産地消の促進など、官民連携の枠組みを活かした地域に裨益する取り組みの実現に向け、毎週の定期・不定期会合で協議を重ね、国内外のコンサルタントなどを招聘(無償・有償)してのセミナー開催や、イベント実施など精力的な活動に努めている。

一方で、加盟する組織がこれほど多岐に亘り、包括的な観光開発を推進していく枠組みは前例がなく、また、観光省も支援するのに十分な人材やノウハウを持ち合わせていないことから、コパン・ルイナス市の関係機関及び住民が一体となって観光開発に取り組むために各アクター

の役割や投入を整理し、より効果的な活動展開に向けた支援が必要とされている。  
かかる背景の下、ホ国政府より、コパン・ルイナス開発機構を中心とした関係機関と住民による観光開発推進体制の強化を支援し、その取り組みを強化するためのアドバイザー派遣の協力が我が国に要請された。

上位目標	コパン・ルイナス市において、地域住民に裨益する包括的な持続的観光開発が推進される。
プロジェクト目標	コパン・ルイナス開発機構を中心に関係機関と住民によるコパン・ルイナス市の包括的な持続的観光開発推進活動が強化される。
成果	1. コパン・ルイナス市の観光開発関係機関及び住民が一体となって観光開発に取り組むことを促進する調整機関として、コパン・ルイナス開発機構の機能が向上する。 2. コパン・ルイナス開発機構及び関係機関・住民による観光開発活動計画策定及びその実施を通じ、コパン・ルイナス市の観光開発の課題が抽出・分析され、その後の計画策定や活動実施の改善に活かされる。 3. 本件における取り組みを取り纏め、関係者へ共有する。
活動	1-1 コパン・ルイナス市及びその周辺・関連地域における観光開発の現状、コパン・ルイナス開発機構及び同市の観光開発関係機関の取り組み状況、同機構への参加関連組織のリソース(人的、財政面、知見等)、連携・協働体制、また、地域住民の観光開発への参加状況等を把握し、コパン・ルイナス市における持続的観光開発を推進する上での主要課題を整理する。 1-2 上記を踏まえ、コパン・ルイナス市の観光開発関係機関及び住民が一体となって観光開発に取り組むための具体的な活動方針・目的の策定について助言・支援を行う。 1-3 上記を踏まえ、関係機関・住民の調整機関としてのコパン・ルイナス開発機構の体制、機能、ルール、行政や参加者の負担等について、必要に応じて助言・支援する。 1-4 コパン・ルイナス市、周辺地域および中央レベル関連組織に対し、同市の観光開発体制・活動の説明、並びに連携・協働関係の促進のための助言・支援を行う。 1-5 地域住民に対するコパン・ルイナス市の観光開発体制・活動についての説明及び合意形成のための助言・支援を行う。 1-6 地域住民のコパン・ルイナス市の観光開発活動への参加・協力促進に向けた啓蒙活動に対し助言・支援を行う。 2-1 成果1を踏まえ、コパン・ルイナス市の観光開発関係者が持つビジョンに照らして、コパン・ルイナス開発機構を中心とし、住民参加型による観光開発の具体的な活動計画(関係機関及び住民が一体となって取り組むことができる観光開発活動計画。小規模のパイロットプロジェクトを含む)策定のための助言・支援を行う。 2-2 活動毎に関係機関及び住民の役割、必要な人材や財源の明確化、及び確保について助言・支援を行う。 2-3 活動計画に沿った適切な活動実施、組織運営、トラブルシューティング等に関して助言・支援を行う。各活動の進捗を管理し、活動を通じて関係者及び住民の連携体制が強化されるように指導、助言する。 2-4 活動のモニタリング・評価、課題の抽出を行い、今後の観光開発推進に向けた提言・教訓を取り纏める。 3-1 本件における取り組みを、コパン・ルイナス開発機構及び観光庁とともに取り纏める。 3-2 取り纏め結果を関係者へ配布し、今後の観光開発活動に関する議論を喚起する。
投入	
日本側投入	1. 日本人専門家(短期・複数回派遣) 2. 在外事業強化費(ローカルコンサルタント、パイロットプロジェクト※、セミナー・研修開催費) ※観光案内看板作り、観光プロモーションイベント開催など小規模の活動を想定
相手国側投入	1. カウンターパート配置 2. 日本人専門家執務室 3. その他の必要経費
外部条件	・ホ国及びコパン・ルイナス市の観光開発の方針が大きく変化しない。 ・ホ国及びコパン・ルイナス市の観光産業に重大な影響を与える自然災害、治安悪化等が発生しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	中央省庁レベルでは観光庁をC/Pとする。また、プロジェクトサイトにおける活動実施主体としてはコパン開発機構のメンバーである、市役所と商工観光会議所が担い、観光庁の指示・合意の下、共同で実施するという体制を敷く。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1) 我が国の援助活動(我が国の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)  過去に、コパン遺跡を代表とするマヤ遺跡群の保存を目的に実施された、文化無償、技術協力、ノンプロ見返り資金案件の成果を活用するとともに、同スキームとの今後の連携を検討する。 本年9月実施の、地域別研修「中南米 持続可能な地域観光」の研修生が、本件カウンターパートとして直接関与するとともに、来年度開始の「中米 地域資源としてのマヤ文明遺跡の保存と活用」の研修生も同様の関与が期待される。

2)他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)  
IDBが同地域を対象とした中小企業支援を予定しており(現在、事前調査段階)、今後、積極的な連携を検討する。



技術協力プロジェクト

2019年03月12日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト (英)Project on Life Improvement and Livelihood Enhancement of Conditional Cash Transfer Beneficiaries through Financial Inclusion
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	貧困削減-貧困削減
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	その他-その他-その他
プログラム名	社会・経済開発プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	社会経済基盤強化
署名日(実施合意)	2014年07月04日
協力期間	2015年02月09日 ~ 2020年04月30日
相手国機関名	(和)家族計画プログラム
相手国機関名	(英)Family Allowance Program

## プロジェクト概要

背景	<p>ホンジュラス(以下、ホ国)の国の貧困層の割合は、63.7%(2001年)から60.0%(2010年)と微減しているものの、依然として高い数値を示している。同様に、最貧層の割合も2001年に比して多少の改善は見られたものの40%という高い数値のままである。ホ国政府は国家ビジョン及び国家計画で、それぞれ貧困削減への取組みを明言している。国家ビジョンでは、目標の1つに「極度の貧困がなく、教育を享受し、健康的であり、安定した社会システムを有した国家」を掲げている。国家計画では、貧困問題の緩和と地域経済の活性化が謳われている。またホ国政権が力を入れて実施しているのが「Bono 10Mil(ボノ・ディエスマル)」という条件付現金給付制度(CCT)による貧困層への支援である。このプログラムでは、貧困層の人的資本形成を促すことによって福祉依存を避け、世代を越えて受け継がれる貧困サイクル(intergenerational cycle of poverty)を断ち切ることを目的とし、全国約60万世帯に保健や教育についての条件を課して現金を支給している。</p> <p>同プログラムの課題として、適切な受益者の選択、正確且つ透明性のある受給、実施コストの軽減などの制度的な課題とともに、受給者に対する適切なキャパシティ・ディベロプメントの支援や受給をきっかけとして生活向上へ取組むための支援などのソフト部分の課題が指摘されている。このような状況下、JICAは同プログラムのより効果的な実施のために、戦後日本の貧困からの脱却に貢献した「生活改善アプローチ」の活用の可能性を探っている。そのために実施機関であるPRAFとともにいくつかの地域及び受益者を選定し、生活改善アプローチを適用し、その効果の有無、適切な支援の手法及び実施体制についての実証を行い、汎用性のあるモデルを提示することが必要となっている。</p>
上位目標	ホンジュラスにおいて、Bono 10Milプログラムと生活改善アプローチの連携モデルが普及する。
プロジェクト目標	貧困削減に資する、Bono 10Milプログラムと生活改善アプローチの連携モデルが形成される。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. Bono 10Milプログラムの現状の課題が明確になる。</li><li>2. 実施地域及び受益者において、連携モデル実施の成果が発現する。</li><li>3. 連携モデルを実施するために必要な実施体制が構築される。</li></ol>

4. 連携モデルを実施するために必要な関係機関の連携体制が構築される。

活動	1-1 Bono 10Milプログラムの現状の課題についての先行研究、評価結果を分析する。 1-2 Bono 10Milプログラムの受益者への支援受取後のフォローアップ状況を調査・分析する。 1-3 類似CCTプログラムの受益者へのフォローアップ支援の事例を調査・分析する。 1-4 Bono 10Milプログラムと生活改善アプローチの連携モデルの検討を行う。 2-1 活動1-1～1-4の結果を踏まえて、連携モデルを策定する。 2-2 連携モデルをパイロット地域で実施する。 2-3 連携モデルの実施手法及び成果についてモニタリング・評価を行う。 3-1 連携モデルの実施に必要な実施体制を構築する。 3-2 連携モデルの実施に必要な実施体制の能力強化をパイロット的に行う。 3-3 連携モデルの実施に必要な実施体制についてモニタリング・評価を行う。 4-1 連携モデルを実施するために必要な関係機関の連携体制を構築する。 4-2 連携モデルの実施に必要な関係機関の連携体制の強化をパイロット的に行う。 4-3 連携モデルの実施に必要な関係機関の連携体制についてモニタリング・評価を行う。
投入	
日本側投入	専門家：長期専門家（「チーフアドバイザー／地域開発」、「生活改善／普及員育成」、「業務調整」、短期専門家 本邦研修、在外事業強化費（パイロットプロジェクト等）
相手国側投入	日本人専門家用の執務室、C/Pの配置、事業に必要な経費
外部条件	首都テグシガルパは治安の状況は良くないことから、在ホンジュラス日本大使館及びJICAホンジュラス事務所の定める安全対策措置を遵守して、業務及び日常生活を行う必要がある。
実施体制	
(1)現地実施体制	ホンジュラス家族支援計画（PRAF）を実施機関とし、ボノ・ディエスマイルプログラムに関係する機関（大統領府、保健省、教育省）及び自治体を協力機関として実施する。なお、実施の際にはモデル地域を選択した上で行う。また、米州開発銀行が同プログラムを支援しており、本件との連携を期待しているところ、米州開発銀行との連携も考えて実施する。さらにこれまでJICAつくば主管で実施された生活改善アプローチに関する研修の帰国研修員が多く存在し、NGOの中核として活躍していることから、関係帰国研修員、及び所属NGOとの連携も必須となる。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1) 我が国の援助活動（我が国の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する） 2) 他ドナー等の援助活動（関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する）  米州開発銀行が1,500万ドル、世界銀行が500万ドルの融資を実施し、給付金としての資金及び実施体制整備と強化を支援している。



個別案件(専門家)

2017年11月24日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

## 案件概要表

案件名	(和)市連合会廃棄物総合管理 (英)Integrated Management of Solid Waste for Member Municipalities of Community Federation (Mancomunidad)
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	気候変動リスクの緩和プログラム
援助重点課題	防災対策
開発課題	防災・災害対応
プロジェクトサイト	オコテペケ県(サン・マルコ市、サン・フランシスコ溪谷市、以上2市はセンセンティ溪谷市連合会から。ラ・ラボール市、ルセルナ市、センセンティ市、以上3市はギサヨテ市連合会から。)
署名日(実施合意)	2013年04月01日
協力期間	2013年08月26日 ~ 2016年08月25日
相手国機関名	(和)・環境天然資源省・ギサヨテ及びセンセンティ溪谷市連合会(オコテペケ県)
相手国機関名	(英) Secretariat of Natural Resource and Environment (SERNA), Association of Municipalities of Guisayote

## プロジェクト概要

## 背景

In 2007, the Panamerican Health Organization and the World Health Organization (PAHO/WHO) assisted the government of Honduras in preparing a sector analysis of solid wastes in Honduras. This document was published in 2010 and was officially submitted to managing and regulating waste management government offices (SERNA, SESAL and AMHON).

With the Project "Technical Assistance and Capacity Building Initiative on Solid Waste Management for Central America" of the United Nations Development Program (UNDP) the report about the actual situation of the Solid Waste Management and the intervention strategy was prepared.

At this moment, SERNA is promoting the preparation of a national policy for integrated management of solid waste with a 3R focus for Honduras. The inadequate management of solid wastes causes an environmental contamination problem for water, air, soil, plant and animal life conservation. This represents high vulnerability considering that rio Grande (Grande river) is one of the main streams of Higuito river which is also part of the Ulua river. The Ulua river is Honduras' second largest river basin, which causes different types of contamination problems in the upper and middle stream have a direct influence in areas such as Santa Rosa de Copan, Valle de Sula and others.

The project aims to contribute in the solution for the Inadequate Management of Solid Wastes of the Sensenti Valley Territory. This problem is causing negative effects such as the existence, exposition and susceptibility of the health of the people, environment, and its

landscape. The investment of a Technical Cooperation Project from the Government of Japan (JICA) is required so that technical assistance to technical staff from SERNA, municipalities, and community federations such as Guisayote and Valle de Sensenti can implement an adequate integrated solid waste management.

上位目標	As part of capacity strengthening, the mancomunidades of Guisayote and MANVASEN implement an integral solid waste management in order to improve sanitary and environmental conditions.
プロジェクト目標	Strengthening of capacity of the municipalities of the mancomunidades of Guisayote and MANVASEN to develop an integral solid waste management.
成果	<p>1. 5 Years Strategy Plan of the Empresa Intermunicipal de Servicios “Territorio Valle de Sensenti” (Intermunicipal Service Company “Territorio Valle de Sensenti”) is prepared and implemented.</p> <p>2. Local actors from Valle de Sensenti and counterpart staff from the central government acquire the capacities needed to increase Integral Solid Waste Management awareness.</p> <p>3. Integral Solid Waste Management sustainable model pilot project in Guisayote and MANVASEN mancomunidades have been implemented.</p> <p>4. The Secretariat of Natural Resources and Environmental (SERNA in Spanish) strengthens its capacity in the development of solid waste management monitoring, planning and evaluation instruments.</p> <p>5. Project experiences are systematized.</p>
活動	<p>1.1 Data collection of municipality information and other relevant institutions for work development</p> <p>1.2 Update and Review of the PDMRS (Master Plan for Solid Waste Management *)</p> <p>1.3 Identification of actor from central and local government related with the planning and operation of solid wastemanagement processes in which they will participate in its review and update of the Solid Waste Integral Managementdirector plan.</p> <p>1.4 Implementation of the Solid Waste Integral Management plan for Guisayote and Valle de Sensenti mancomunidades.</p> <p>* PDMRS,Pursuant the Project will be executed through the short term visits of Salvadorian Experts; it is expected to work all the activities since the first year of execution, taking max benefit from each visit and through local actions.</p> <p>2.1 Local, Regional, National and Central American Seminaries.</p> <p>2.2 Knowledge and Experience Exchange on Solid Waste Integral Management.</p> <p>3.1 Solid Waste Integral Management Plan implemented in municipalities.</p> <p>3.2 Final disposal improvement.</p> <p>3.3 3R culture introduction (Reduce, Reuse, and Recycle)</p> <p>3.4 Collection route improvement</p> <p>3.5 Institutional improvement for Solid Waste Integral Management: Ordinances, Financial Management Plans, Solid Waste organization.</p> <p>3.6 Environment public awareness for community participation in Solid Waste Integral Management.</p> <p>4.1 Needs identification for municipal solid waste management instruments.</p> <p>4.2 Local, Regional, National and Central American Seminaries</p> <p>5.1 Project for Solid Waste Integral Management experience systematization</p>
投入	
日本側投入	<p>Third Country Experts from El Salvador</p> <p>Local activities cost</p> <p>Local Consultant</p> <p>Equipments</p> <p>Civil works (landfill construction)</p>
相手国側投入	<p>– Staff from SERNA</p> <p>– Staff from Mancomunidades of the Valle de Sensenti and Guisayote</p> <p>– Staff from Hermandad de Honduras office (local NGO)</p> <p>– Local budget necessary for the implementation of the technical cooperation</p>
外部条件	<p>– National Policy for the integrated management of solid wastes with the 3Rs focus is not approved</p> <p>– Authority Changes</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>– SERNA Minister, Project President</p> <p>– Mancomunidad President, Project Coordinator</p> <p>– SERNA – DGA (General Management Direction), Project Administrator</p> <p>N/A</p>



(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

Project for Integrated Solid Waste Management for Municipalities in the Republic of El Salvador (PROMADES), executed by JICA EL Salvador Office from November 2005 to March 2009.

(2)他ドナー等の  
援助活動

Landfill construction for the “Mancomunidad de Guisayote” and “MANVASEN”, through a regional initiative with Spaniard Funds (AECID)

個別案件(専門家)

2017年12月13日現在

在外事務所 : ホンジュラス事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 商業的農業強化 (英) Development of Agricultural Profit
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	農業開発-流通・加工・輸出振興
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	社会・経済開発プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	社会経済基盤強化
プロジェクトサイト	テグシガルパ市及び地方パイロットサイト(南部を想定)
協力期間	2014年10月01日 ~ 2016年09月30日
相手国機関名	(和) 農業牧畜省(SAG)
相手国機関名	(英) Secretariat of Agriculture and Livestock

## プロジェクト概要

## 背景

ホンジュラス共和国(以下、ホ国)では、全経済活動人口の36.6%が農業活動に従事しており、農業は全GDPの13.5%を占める主要産業である。他方で、人口の7割が農業に従事している地方部では、65.4%が貧困層に属している。全体の62.1%に及ぶ耕作地を持たない農業労働者や零細農家だけでなく、労働者を雇用する24.1%の小規模農家も、技術及び経営能力の不足による生産性及び質、価格等競争力の低さから十分な収益を上げることができていない。これら小規模農家を中心とした収益性の向上、生産性の拡大による貧困削減は、農業を主体とする地方経済振興における喫緊の課題となっている。

「ホ」国では、1995年に政府の農業普及員制度が廃止され、1950年代以降政府が行っていた農家への農業普及サービスの実施は、以後現在まで民間に委ねられることとなった。現在、農業普及サービスを実施している非政府組織は全国で約600にも及ぶが、政府の農業普及員とは異なり、その規模や指導能力にはばらつきが大きく、組織間での情報や知見の共有といった連携体制も不足しているため、指導の成果は個々の非政府組織の能力に大きく左右されてしまう。部分的には国際ドナーによる設立や活動支援等を受け、高い技術、指導能力や独自の情報収集・発信システムを持つ有力非政府組織は少数ながら存在し、同組織の指導を通じ、輸出まで行う商業的農業を展開するに至った篤農家や協同組合の成功例も認められる。他方で、有力な非政府組織はまだ少なく、対応できる地域も限定的である。また、生産技術の指導には一定の能力を有しながらも、生産計画指導や品質管理指導、継続的な事業運営に必要な経営ノウハウ、生産者グループの組織強化等、経営に係る指導能力、並びにそれらの指導に必要な市場情報を有さない非政府組織が大多数を占めている。このため、農業普及サービスの実施が必ずしも農家の収入向上には繋がっていない。

このような状況の中、ホ国政府は農業食糧政策(2004-2021)、農業食糧セクター投資計画(2011-2014)等の政策を通じて、農業セクター開発を国の開発の要と位置づけている。また、アグリビジネスの強化を優先課題として掲げ、農牧省内にアグリビジネスユニットを設置、農業普及サービスを実施する非政府組織との連携の下、農業食糧ネットワークにおける生産者組織の強化、農業チェーンの競争力の強化を図っている。しかし、長年に亘り普及サービスを非政府組織に委ねてきた農牧省では、上記を実現するだけの満足な知見を持ち合わせておらず、非政府組織をはじめ商業的農業に関係する機関との連携・協働体制の構築も遅れている。また、非政府組織間では、有力非政府組織によるその他の非政府組織への研修、技術支援や情報共有等の動きも出てきているものの、地域や対象組織が限られており、散発的で計画性や継続性に乏しいなど課題が多く、農牧省や同地方支所を中心とした持続的な市場情報

システム及び普及サービスの技術・経営指導能力強化に係る体制の構築が望まれている。

上位目標	耕作地を所有する小規模農家を中心とした技術、経営能力強化による収益性の向上、生産性の拡大を通じ、農業労働者の雇用の創出と収入の向上が進み貧困が削減される。
プロジェクト目標	農業牧畜省(SAG)のアグリビジネスユニットの能力(※)が強化され、商業的農業強化のためのモデル事業案が提案される。(※ ①関連情報の収集・発信のための実行委員会による活動推進に係る能力、②現場における調整業務の整理・適正サービス内容の分析能力)
成果	1. SAGの市場情報収集・発信体制強化に係る方針案が策定される。 2. SAG地方支所において非政府組織による農業普及サービス向上のための調整能力が強化される。 3. SAG(中央・地方支所)を中心とした、商業的農業強化のためのモデル事業案が作成される。
活動	1-1. SAGを中心とした、商業的農業に関係する非政府組織等との連携・協働の枠組(仮称:実行委員会)作りを支援する。 1-2. 実行委員会と共に、小農の意思決定に必要な市場情報の種類、その入手・提供方法と既存の情報システム(SAG内外)の持続的な活用方法の整理する。 1-3. 実行委員会による市場情報収集・発信に係る関係者及びその役割分担の整理を支援・助言する。 1-4. 実行委員会によるSAG地方支所を中心とした市場情報収集・発信の試行を支援・助言する。 1-5. 実行委員会と共に試行結果の評価・問題の抽出を行い、SAGの市場情報収集・発信体制強化に係る方針案の策定を支援する。  2-1. 実行委員会と共に、県レベルでのSAG地方支所を中心とした非政府組織による普及サービス向上のための調整業務の実施体制や内容を整理する。調整業務内容のイメージ(非政府組織間での技術・意見交換会の開催、現場のモニタリングを通じた非政府組織等への指導(研修を含む)、ドナープロジェクトへの提言) 2-2. SAG地方支所による、非政府組織に対する各種調整業務の試行を支援する。 2-3. SAG地方支所と共に、研修を受けた非政府組織の小規模農家への指導の試行(OJT)を支援する。 2-4. 実行委員会と共に施行結果の分析・課題の抽出を行い、SAG地方支所の調整能力強化に係るモデルプランの取り纏めを支援する。  3-1. 上記1,2の活動・成果を踏まえて、この結果を実行委員会とともに取り纏め、関係者に共有する。 3-2. 取り纏め結果を基に、SAG(中央・地方支所)を中心とした商業的農業強化のためのモデル事業案の作成を支援する。
投入	
日本側投入	1.日本人専門家派遣(長期) 2.在外事業強化費(ローカルコンサルタント、プロジェクト車輛、研修・セミナー開催)
相手国側投入	1.カウンターパート配置 2.日本人専門家執務室 3.その他、必要なロジ支援等
外部条件	・ホ国の農業振興政策に大幅な変更が生じない。
実施体制	
(1)現地実施体制	中央レベルではホンジュラス農業牧畜省(SAG)のアグリビジネスユニットをC/P機関とし、商業的農業に関連する非政府組織や教育機関(サモラノ大学等)などの関係機関と連携・協働体制(仮称:実行委員会)をとる。パイロットサイトでは、実行委員会の指示・支援の下、SAG地方支所が活動主体となる実施体制を敷く。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA 2KR見返り資金で実施される商業的農業を支援するプロジェクトとの連携 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc. 世銀、IDB、FIDA、USAID等が実施する関連プロジェクト(COMRURAL、PRONEGOCIO、EMPRENDE SUR、ACCESO等)